# はじめての土壌汚染関係の届出前に確認していただきたいポイント

令和８年１１月１８日

東京都 環境局

環境改善部 化学物質対策課



TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT 東京都

# 本日お話しすること

1　土壌汚染の基礎知識

2　土壌汚染対策法令の届出等手続きについて

- 2-1　どんなときに届出が必要になるか
- 2-2　土壌汚染状況調査はどのような調査か
- 2-3　汚染が見つかったらどうするか
- 2-4　汚染のある土地を工事したい場合は
- 2-5　汚染区域を解除したい場合は

3　届出書類の作成と電子申請の方法

4　未届の防止について

# 本日お話しすること

1　土壌汚染の基礎知識

2　土壌汚染対策法令の届出等手続きについて

2-1　どんなときに届出が必要になるか

2-2　土壌汚染状況調査はどのような調査か

2-3　汚染が見つかったらどうするか

2-4　汚染のある土地を工事したい場合は

2-5　汚染区域を解除したい場合は

3　届出書類の作成と電子申請の方法

4　未届の防止について

# 法と条例の施行と目的

**平成13年10月　都民の健康と安全を確保する環境に関する条例**
**土壌汚染対策に係る規定　施行**

**平成15年２月　土壌汚染対策法　施行**

## 東京都環境確保条例

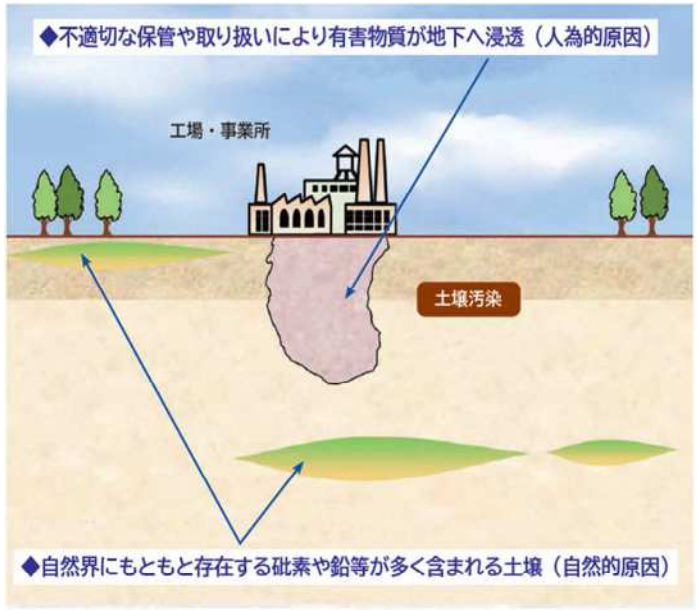
【第113条～第122条】
「特定有害物質による土壌の汚染又はこれに起因する地下水の汚染が、人の健康に支障を及ぼすことを防止する」
(東京都土壌汚染対策指針 第1 目的)

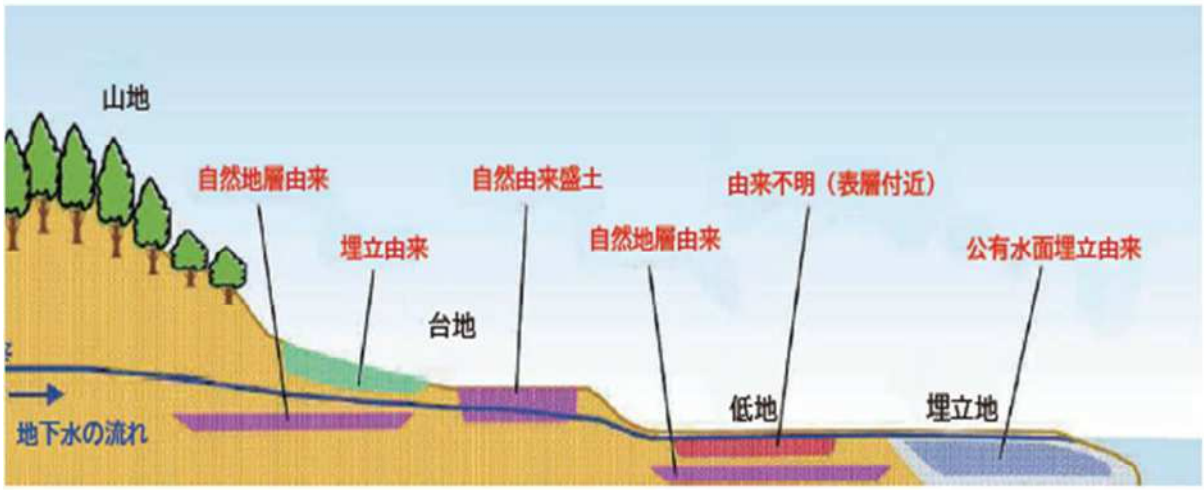
## 土壌汚染対策法

【第1条】
「土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする」

# 土壌汚染の分布と由来

## 土壌汚染の分布




## 様々な汚染の由来

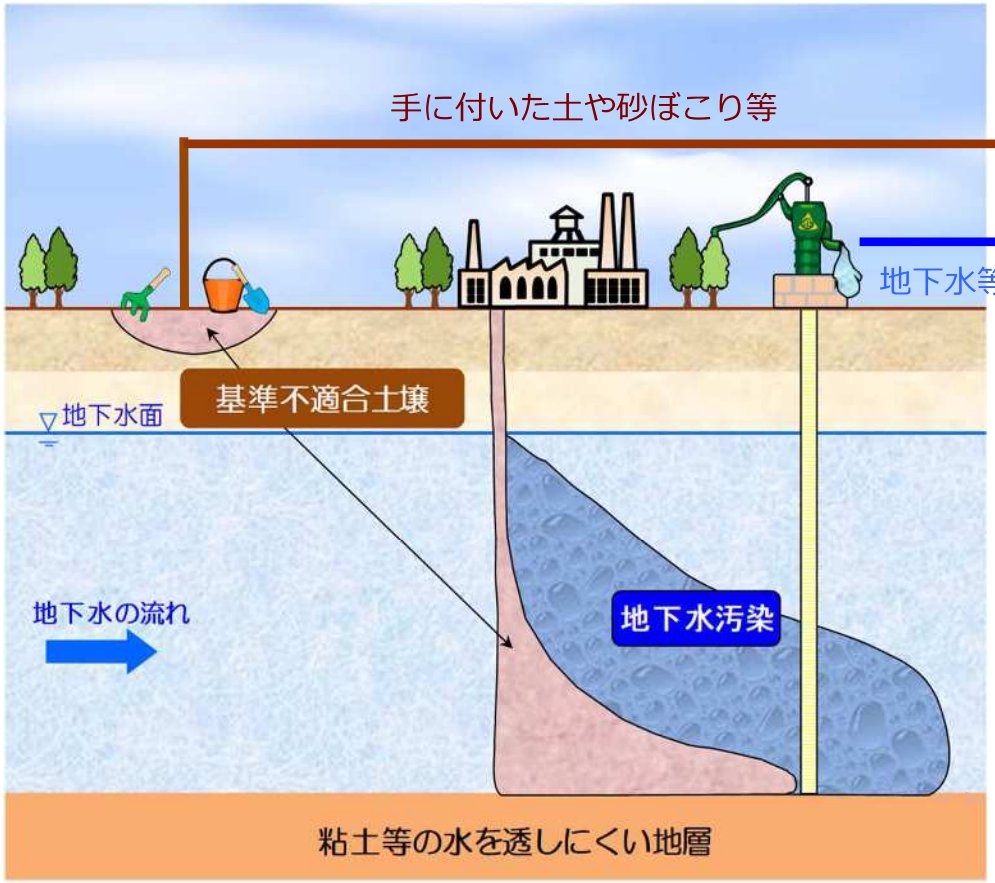
**（人為由来）**薬品や排水の漏えい等により有害物質が土壌中に蓄積し、基準値を超えている状態

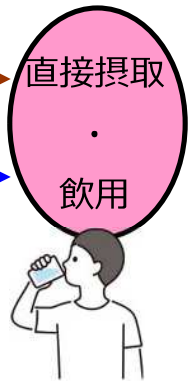
**（自然由来）**土壌の成り立ち等の自然的原因により、基準値を超えている状態

**（埋立由来）**埋立てに用いられた土砂により、基準値を超えている状態

# 土壌汚染による健康影響とその基準について

法と条例では、人の健康への影響の観点から、
**２種類の濃度基準（含有量基準・溶出量基準）**が定められている。




土壌が口から入り※1、胃の中で
溶け出した有害物質を吸収
**土壌含有量基準**

土壌から有害物質が溶け出した
地下水を飲んで※2摂取
**土壌溶出量基準**

**生涯にわたり摂取し続けても安全な濃度**

※1　70年間 100 mg/日の土を口にする
（子供の６年間は200 mg/日の想定）

※2　70年間　２L/日の地下水を飲む

# 特定有害物質26種

## 工場などの排水で規制されている物質とほぼ同じ

### 有害性の高い有機溶剤

| 第一種特定有害物質（12種）<br>揮発性有機化合物 | |
|---|---|
| 有害物質の種類 | 溶出量基準<br>（mg/L） |
| クロロエチレン<br>（塩化ビニルモノマー） | 0.002以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002以下 |
| 1，2-ジクロロエタン | 0.004以下 |
| 1，1-ジクロロエチレン | 0.1以下 |
| 1，2-ジクロロエチレン | 0.04以下 |
| 1，3-ジクロロプロペン | 0.002以下 |
| ジクロロメタン | 0.02以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01以下 |
| 1，1，1-トリクロロエタン | 1以下 |
| 1，1，2-トリクロロエタン | 0.006以下 |
| トリクロロエチレン | 0.01以下 |
| ベンゼン | 0.01以下 |

### 重金属、シアン

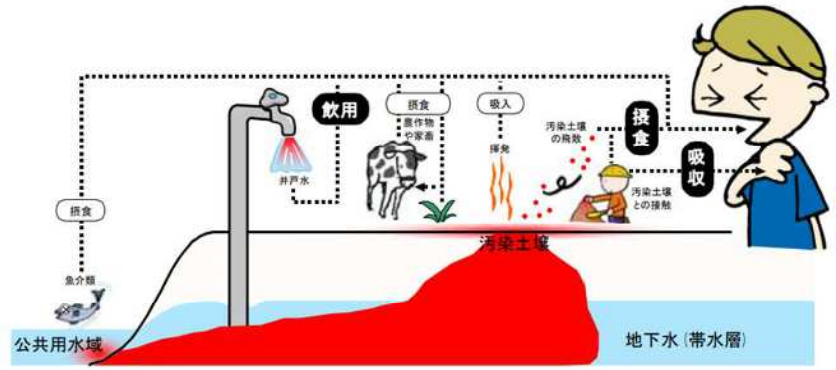
| 第二種特定有害物質（９種）<br>重金属等 | | |
|---|---|---|
| 有害物質の種類 | 溶出量基準<br>（mg/L） | 含有量基準<br>（mg/kg） |
| カドミウム及びその化合物 | 0.003以下 | 45以下 |
| 六価クロム化合物 | 0.05以下 | 250以下 |
| シアン化合物 | 検出されないこと | 50以下<br>（遊離シアンとして） |
| 水銀及びその化合物 | 水銀0.0005以下<br>（かつアルキル水銀不検出） | 15以下 |
| セレン及びその化合物 | 0.01以下 | 150以下 |
| 鉛及びその化合物 | 0.01以下 | 150以下 |
| 砒素及びその化合物 | 0.01以下 | 150以下 |
| ふっ素及びその化合物 | 0.8以下 | 4,000以下 |
| ほう素及びその化合物 | 1以下 | 4,000以下 |

### 農薬、PCB

| 第三種特定有害物質（５種）<br>農薬等 | |
|---|---|
| 有害物質の種類 | 溶出量基準<br>（mg/L） |
| シマジン | 0.003以下 |
| チオベンカルブ | 0.02以下 |
| チウラム | 0.006以下 |
| PCB | 検出されないこと |
| 有機りん化合物 | 検出されないこと |

# 土壌汚染に対する規制の目的

## もし土壌汚染に対する規制がなかったら…




出典：環境省『1.土壌汚染の特徴』

**人への健康被害**

**汚染土壌の移動・拡散**

**地下水汚染の拡大**

**別の土地にまで汚染が広がってしまうかも・・・**

- ✓ 土壌汚染があるかどうかを把握する ⇒ 調査
- ✓ 封じ込めなどで、人への健康被害を防ぐ ⇒ 対策
- ✓ 汚染された土壌や地下水が広がらないようにする ⇒ 管理

# 本セミナーの目的

はじめての人にとっては土壌汚染関連法令の届出手続きは煩雑で分かりにくい…

- 様々な届出契機
- 複雑で独特な土壌調査のルール
- 膨大な提出書類



本日は届出を出したことがない人でも
一連の手続きのイメージを掴んでいただけるよう、
お話をします！



# 本日お話しすること

1　土壌汚染の基礎知識

2　土壌汚染対策法令の届出等手続きについて

2-1　どんなときに届出が必要になるか

2-2　土壌汚染状況調査はどのような調査か

2-3　汚染が見つかったらどうするか

2-4　汚染のある土地を工事したい場合は

2-5　汚染区域を解除したい場合は

3　届出書類の作成と電子申請の方法

4　未届の防止について

# 土壌汚染対策の基本的な流れ

調査を行う一定の契機

↓

土壌汚染の調査

↓ 【汚染あり】

汚染区域の指定

↓ 【健康リスクの有無に応じて】

汚染に対する対策

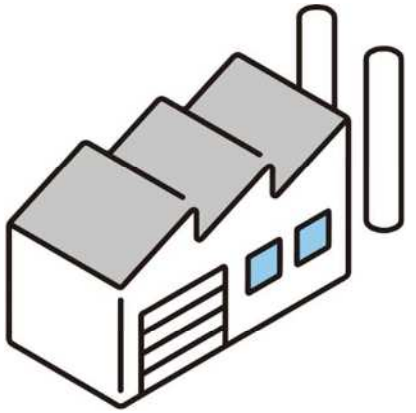
↓ 【汚染を残している土地】

適切な管理を継続

# 調査を行う一定の契機（きっかけ）とは

## ① 工場や事業場を廃止したとき

（工場や事業場＝土壌汚染の可能性が比較的高い土地）



【法第３条】有害物質使用特定施設の廃止時

【条例第116条】工場・指定作業場の廃止時

## ② 土地の改変行為によって土壌の掘削や搬出を伴うとき

（土壌の掘削や搬出＝汚染土壌の露出や拡散のリスクがある行為）



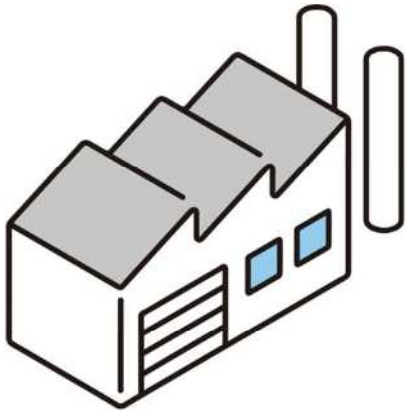
【法第４条】一定の規模以上の土地の形質の変更時

【条例第117条】規則で定める面積以上の土地の改変時

# 調査を行う一定の契機（きっかけ）とは

## ① 工場や事業場を廃止したとき

（工場や事業場＝土壌汚染の可能性が比較的高い土地）

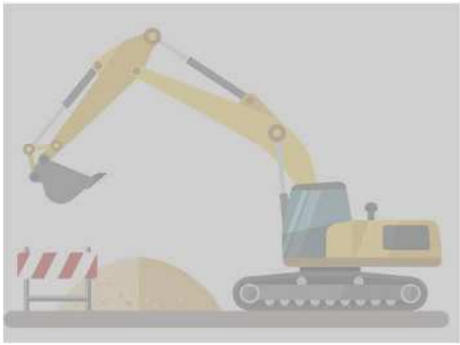


【法第３条】有害物質使用特定施設の廃止時

【条例第116条】工場・指定作業場の廃止時

## ② 土地の改変行為によって土壌の掘削や搬出を伴うとき

（土壌の掘削や搬出＝汚染土壌の露出や拡散のリスクがある行為）



【法第４条】一定の規模以上の土地の形質の変更時

【条例第117条】規則で定める面積以上の土地の改変時

# 法3条・条例116条 調査義務発生までの流れ

## 【法律】

・有害物質使用特定施設の廃止
→ 下水道局、環境局水環境課に**廃止届等**を提出

Point　法施行(平成15年2月)以降に特定有害物質の使用があるか

## 【条例】

・工場・指定作業場の廃止
→ 区市に**廃止届**を提出

・工場・指定作業場で、特定有害物質を取り扱っていた施設を撤去・更新・移動し、土壌を掘削するとき

Point　事業活動で特定有害物質を使用し、
条例施行(平成13年10月)以降まで事業が継続していたか

➡ 契機の時点で調査義務が発生

# 法3条・条例116条 調査義務者と調査猶予の要件

## 調査義務者

| | |
|---|---|
| 法３条 | 土地所有者等 |
| 条例116条 | 工場等を設置していた事業者 |

## 調査の猶予が認められる場合

土地利用の予定からみて健康被害のおそれがない一定の要件(関係者以外が利用せず、関係者が管理する土地)に該当する場合には、調査の猶予（調査義務の一時的免除）を受けることができる

【一定の要件の例】

- 工場や事業所の敷地として引き続き、利用される場合
- 工場や事業所の建築物が住居として利用される場合

➡ ただし、要件を満たさなくなった場合は改めて調査義務が発生

# 調査を行う一定の契機（きっかけ）とは

## ① 工場や事業場を廃止したとき

（工場や事業場＝土壌汚染の可能性が比較的高い土地）

【法第３条】有害物質使用特定施設の廃止時

【条例第116条】工場・指定作業場の廃止時



## ② 土地の改変行為によって土壌の掘削や搬出を伴うとき

（土壌の掘削や搬出＝汚染土壌の露出や拡散のリスクがある行為）

【法第４条】一定の規模以上の土地の形質の変更時

【条例第117条】規則で定める面積以上の土地の改変時



# 一定規模以上の土地の改変時（法4条・条例117条）

## 届出義務者

・土地の改変を行おうとする者（法４条は工事に着手する30日前までに届出）

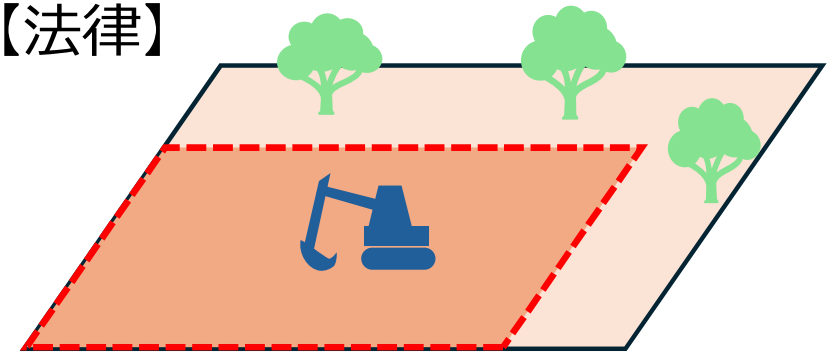
## 土地の改変とは

・土地の形状を変更する行為全般

→ いわゆる掘削・盛土の別を問わない（盛土のみは届出不要）

## 一定の規模以上とは

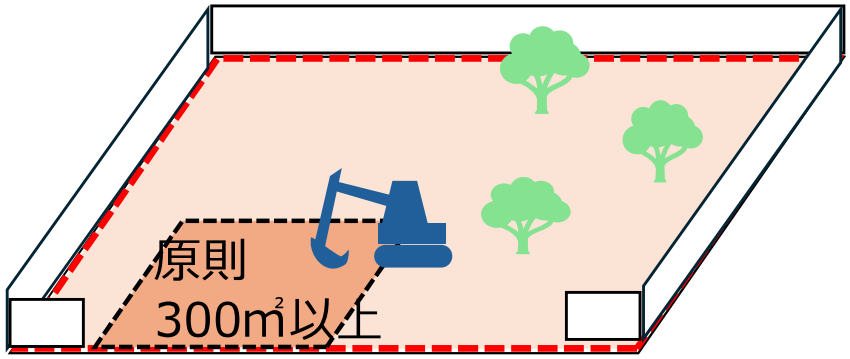
【法律】



：形質変更範囲

形質変更面積：**3000 m²以上**

【条例】



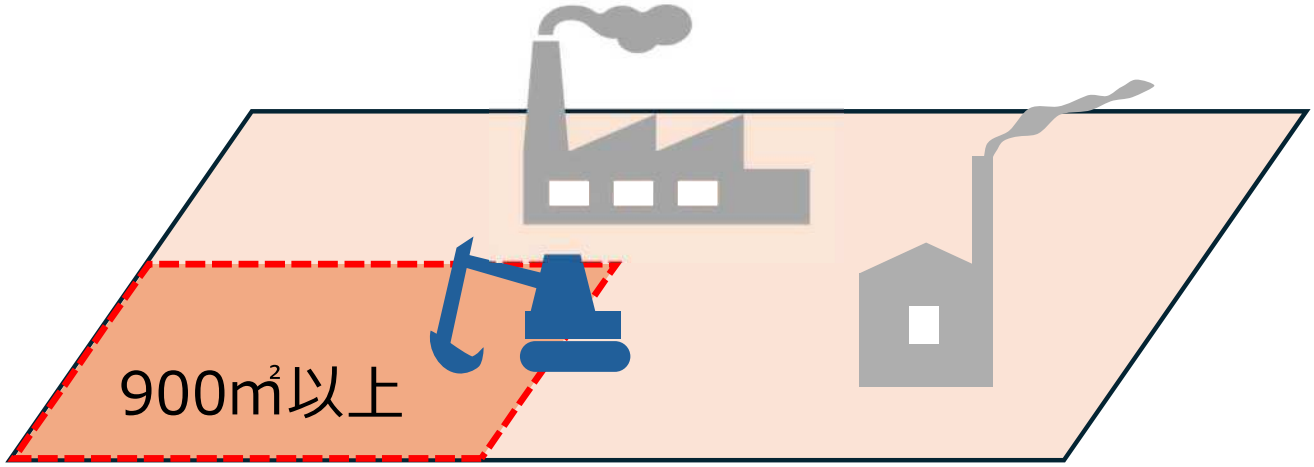

：敷地範囲

敷地面積：**3000 m²以上**

# 一定規模以上の土地の改変時（法4条･条例117条）

【法律･条例】

現に有害物質使用特定施設が設置されている工場等の敷地 **900 ㎡ 以上**



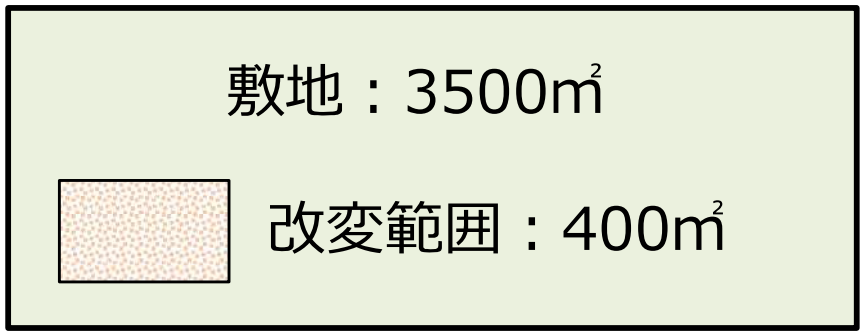

：形質変更範囲

汚染された土壌が存在する可能性が高く、土地の形質の変更を行う場合には汚染の拡散を生ずるリスクが高い

【注意】工場などに限らず、大学や病院の敷地等も対象になることがある

# 法4条と条例117条の届出対象例

## 【例】 一般的な土地

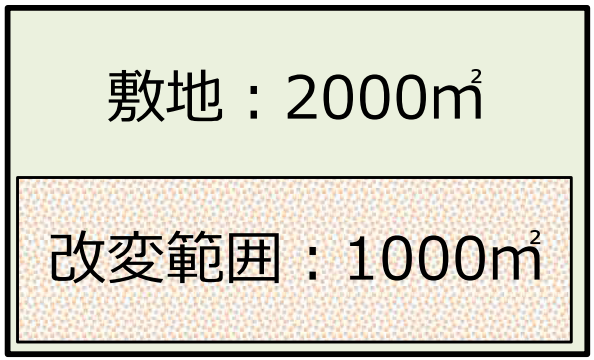



敷地面積 ≧ 3000㎡　条例　対象
改変面積 ＜ 3000㎡　法　対象外




敷地面積 ≧ 3000㎡　条例　対象
改変面積 ≧ 3000㎡　法　対象

## 【例】 現に有害物質使用特定施設が設置されている工場等の敷地




改変面積 ≧ 900㎡　法　対象

敷地面積が3000㎡以下であっても、
法４条対象なので条例　対象

# 法4条・条例117条の適用除外について

## 適用除外とは

軽易な行為等の小規模な土地の形質の変更については、
新たな環境リスクが発生するおそれは十分に小さいことから、
届出を要しないこととするもの

## 例えば…

【法】　掘削深度が50 cm未満で、土壌の飛散または流出がなく、
区域外への土壌の搬出もない行為

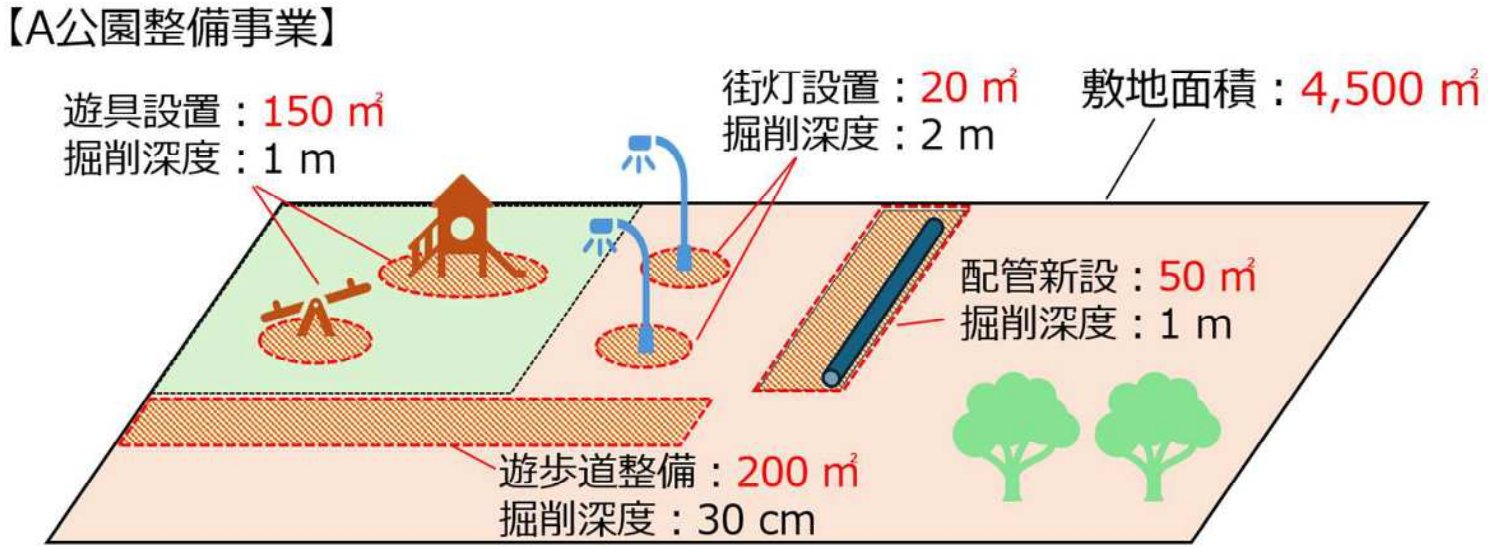
【条例】通常の管理行為や改変面積300 $m^2$未満の行為
（※汚染が確実にある土地は除く）

【共通】非常災害のために必要な応急措置

➡ 適用除外の誤解による未届事例がよくあるので、
判断に迷う場合は事前に環境局に相談して下さい。



# 面積要件を判断する「同一事業」の考え方（法・条例）




## 判断のポイント

- ➤ **地理上、連続していない土地で行われる改変行為でも、**
  同一の事業計画・目的で行われるのであれば**同一の届出**とする
- ➤ **同一の事業計画・目的**で行われるものであるか否かは、
  **時間的近接性・実施主体**等を総合的に判断する

## 注意が必要な事業

公園整備事業、道路整備事業、区画整理事業、橋梁工事　など

# 本日お話しすること

1　土壌汚染の基礎知識

2　土壌汚染対策法令の届出等手続きについて

2-1　どんなときに届出が必要になるか

2-2　土壌汚染状況調査はどのような調査か

2-3　汚染が見つかったらどうするか

2-4　汚染のある土地を工事したい場合は

2-5　汚染区域を解除したい場合は

3　届出書類の作成と電子申請の方法

4　未届の防止について

# 土壌汚染状況調査とは

## 【STEP1】地歴調査

・過去（戦前～）の対象地の土地利用履歴等を調査し、土壌汚染の**おそれの有無**を判断

→ 汚染のおそれがない場合は届出手続き終了



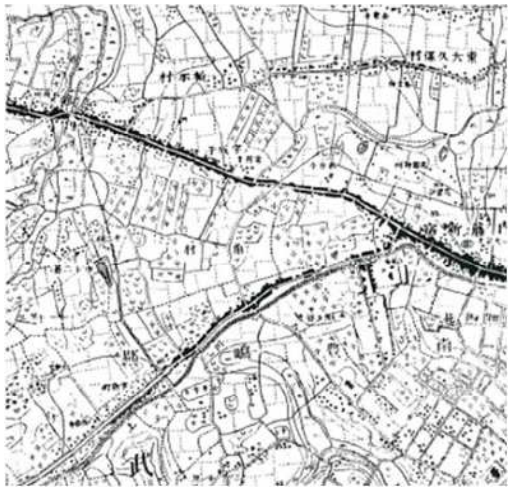
## 【STEP２】土壌調査

・地歴調査の結果を踏まえて、
どの場所で何の物質を分析対象にすべきか等を決め、その上で土壌の汚染状況を調査



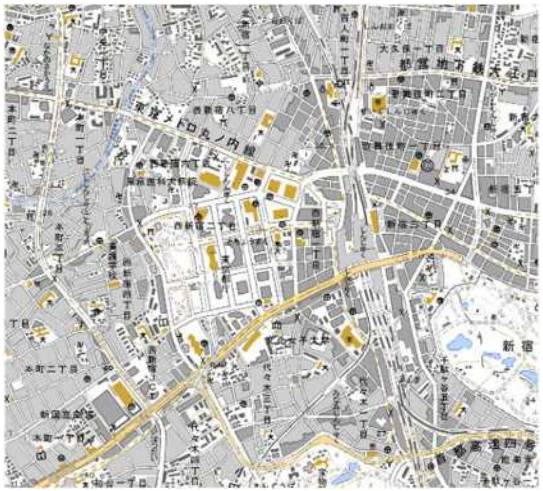
# 地歴調査の内容

対象地で、特定有害物質が土壌汚染の原因となるような使われ方をしていなかったかを、過去の地形図、航空写真、住宅地図等から把握（戦前から概ね10年間隔（大きな土地利用変更があればその都度））



明治〇〇年

…



現在

**確認するポイント**

- 地図記号（工場、病院 etc）
- 名称（A製作所、Bクリーニング etc）
- 登記簿は所有者、借地の利用者の名称をチェック

# 事業場等に関する情報の入手・把握

## （1）資料調査

**ア　私的資料**　…　事業者独自の作成資料　　等

**イ　公的届出資料**　…　各種法令に基づく申請、届出書類
…　工場・指定作業場の指導記録や図面
…　薬品リスト、廃液管理票、SDS　　等

**ウ　一般公表資料**　…　社史、刊行物　　等

## （2）聴取調査

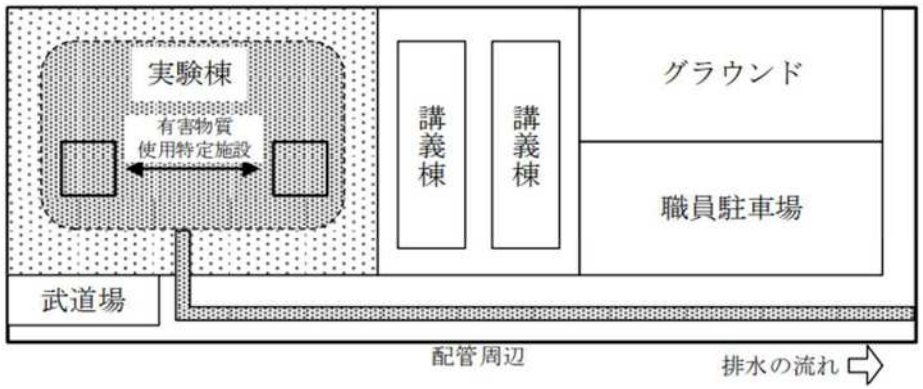
事業場等の操業関係者（施設管理担当者 等）から情報を聞き取る
（※必要に応じて、退職者や町内会長等からも情報を集める）

## （3）現地調査

資料調査や聴取調査で得られた情報の整合性や不足している情報がないかを現地の状況より確認

# 汚染のおそれ、試料採取対象物質の判断

## 汚染のおそれの判断
### （大学キャンパスの例）




：土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地

：土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地

：土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地

## 試料採取対象物質の判断

**何も情報がないと全26物質が試料採取対象**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第一種 | クロロエチレン | 四塩化炭素 | 1，2-ジクロロエタン |
| | 1，1-ジクロロエチレン | 1，2-ジクロロエチレン | 1，3-ジクロロプロペン |
| | ジクロロメタン | テトラクロロエチレン | 1，1，1-トリクロロエタン |
| | 1，1，2-トリクロロエタン | トリクロロエチレン | ベンゼン |
| 第二種 | カドミウム | 六価クロム | シアン |
| | 水銀 | セレン | 鉛 |
| | 砒素 | ふっ素 | ほう素 |
| 第三種 | シマジン | チオベンカルブ | チウラム |
| | PCB | 有機りん化合物 | |

そこから情報をもって、
対象物質を絞っていく

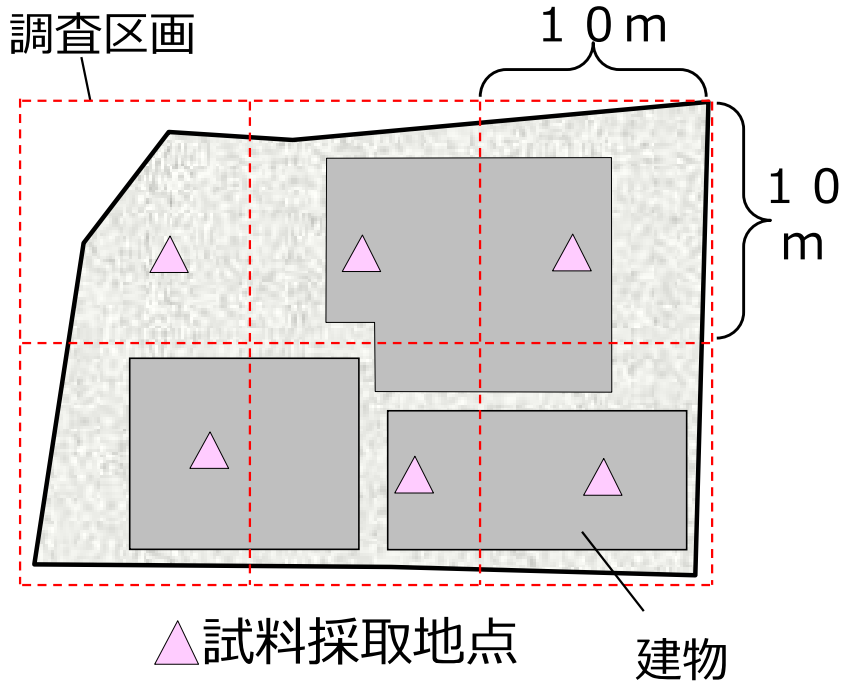
| | | | |
|---|---|---|---|
| 第一種 | ~~クロロエチレン~~ | ~~四塩化炭素~~ | ~~1，2-ジクロロエタン~~ |
| | ~~1，1-ジクロロエチレン~~ | ~~1，2-ジクロロエチレン~~ | ~~1，3-ジクロロプロペン~~ |
| | ~~ジクロロメタン~~ | テトラクロロエチレン | ~~1，1，1-トリクロロエタン~~ |
| | ~~1，1，2-トリクロロエタン~~ | トリクロロエチレン | ~~ベンゼン~~ |
| 第二種 | ~~カドミウム~~ | 六価クロム | ~~シアン~~ |
| | ~~水銀~~ | ~~セレン~~ | 鉛 |
| | ~~砒素~~ | ふっ素 | ~~ほう素~~ |
| 第三種 | ~~シマジン~~ | ~~チオベンカルブ~~ | ~~チウラム~~ |
| | ~~PCB~~ | ~~有機りん化合物~~ | |

地歴調査で得られた根拠によって、対象地内で汚染のおそれが大きい場所や、汚染を起こす可能性のある有害物質を判断していく

# 土壌調査（試料の採取）

・環境大臣等の指定を受けた「**指定調査機関**」に実施をさせる。

・対象地内で試料の採取・分析を行い、土壌汚染の有無を確認する。




**【土壌調査の特徴】**

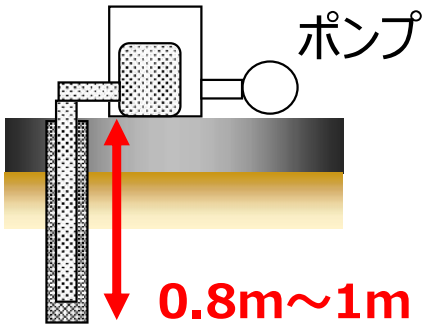
・10m×10mメッシュで分けて調査（汚染の評価もメッシュ単位）

・１つのメッシュ内で最も汚染のおそれが大きいところを調査地点に選ぶ

# 第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）の調査

## 表層ガス調査



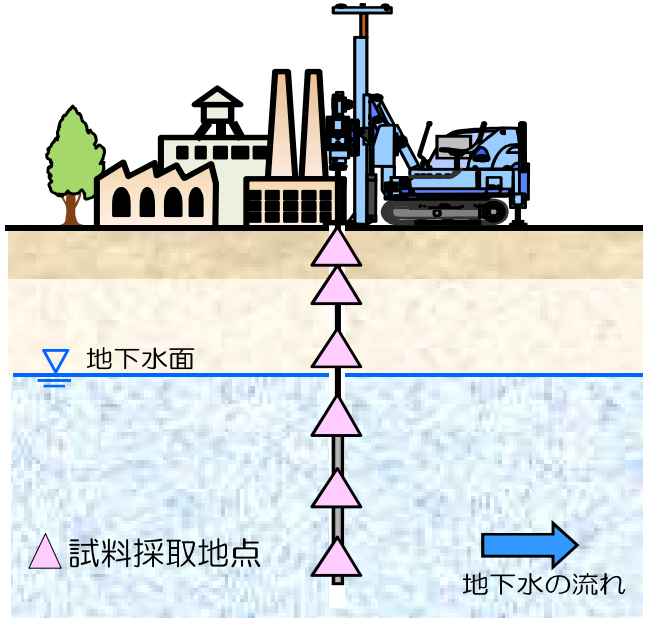



※ガスが検出されなければ
汚染なしと評価

ガスが検出
されたら

## 代表地点ボーリング調査






⇒帯水層の底面又は深度10mまで
のボーリング調査が必要
（条例は地下水調査も必要）

# 第二種・三種特定有害物質（重金属類・農薬類）の調査

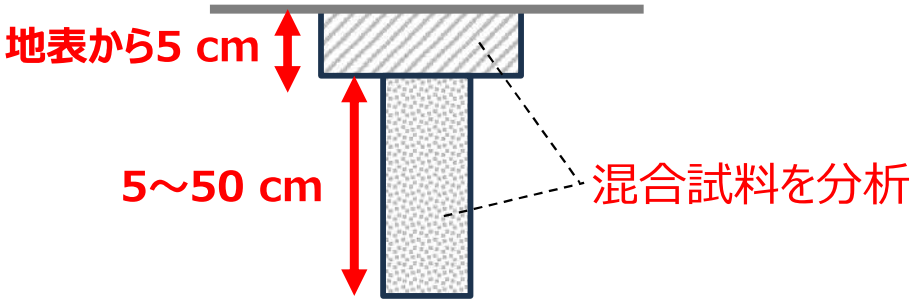
## 表層調査

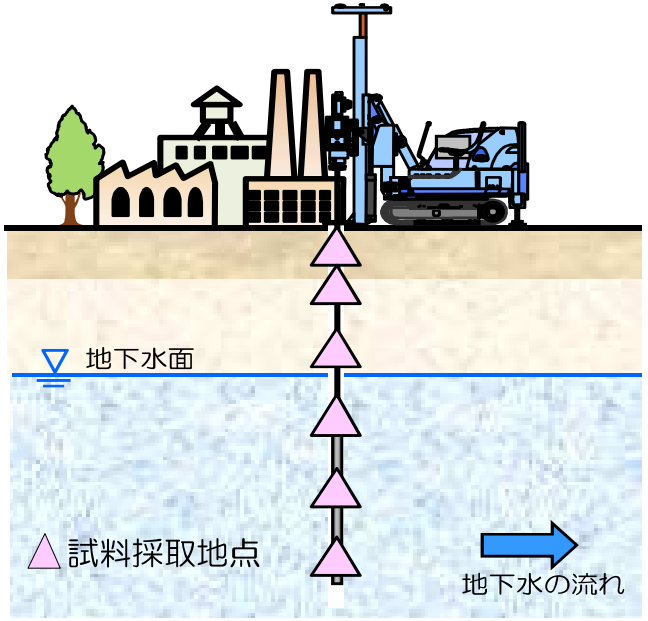


汚染範囲を
把握したい
場合

## ボーリング調査






※調査義務があるのは
表層調査まで

⇒２深度連続汚染なしが
確認できるまで調査を実施

# 本日お話しすること

1　土壌汚染の基礎知識

2　土壌汚染対策法令の届出等手続きについて

2-1　どんなときに届出が必要になるか

2-2　土壌汚染状況調査はどのような調査か

2-3　汚染が見つかったらどうするか

2-4　汚染のある土地を工事したい場合は

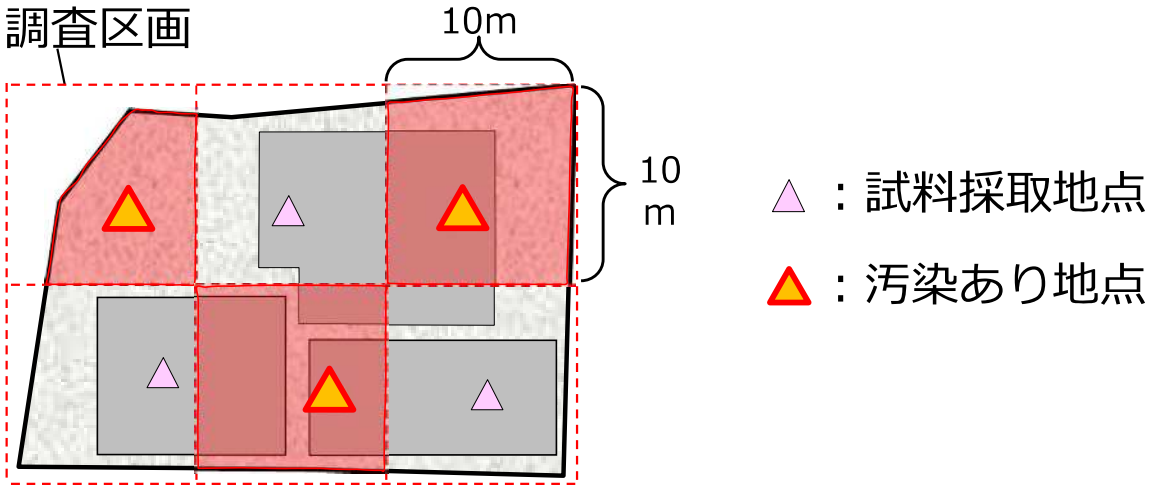
2-5　汚染区域を解除したい場合は

3　届出書類の作成と電子申請の方法

4　未届の防止について

# 法・条例の汚染区域

汚染が確認されると、汚染が確認されたメッシュ毎に汚染区域となります




## 土壌汚染対策法

- 要措置区域
- 形質変更要届出区域

## 環境確保条例

- 要対策区域
- 地下水汚染拡大防止区域
- 要管理区域

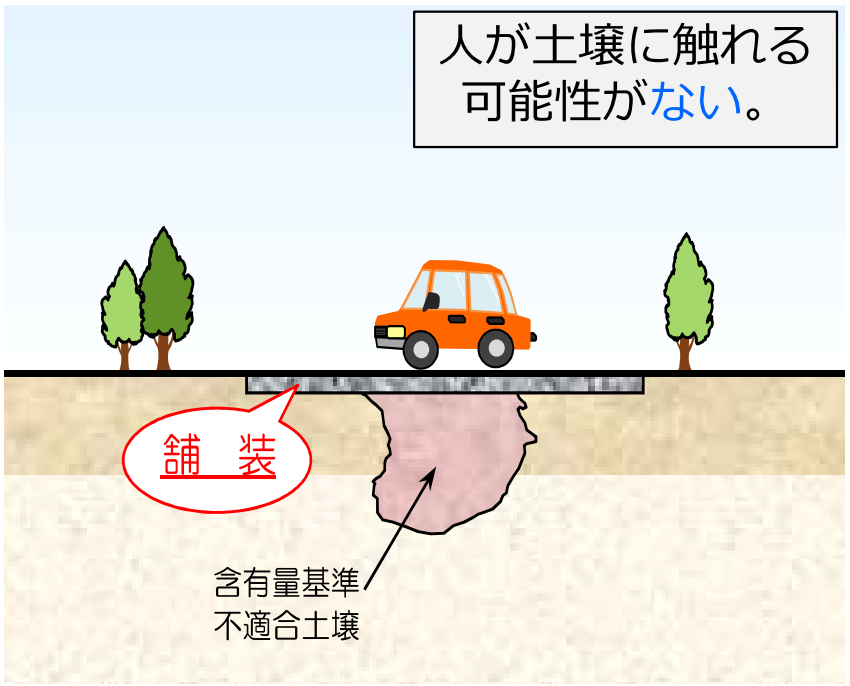
# 含有量基準超過の土壌による健康リスク

## 健康リスクあり




➡ **措置が必要**

## 健康リスクなし

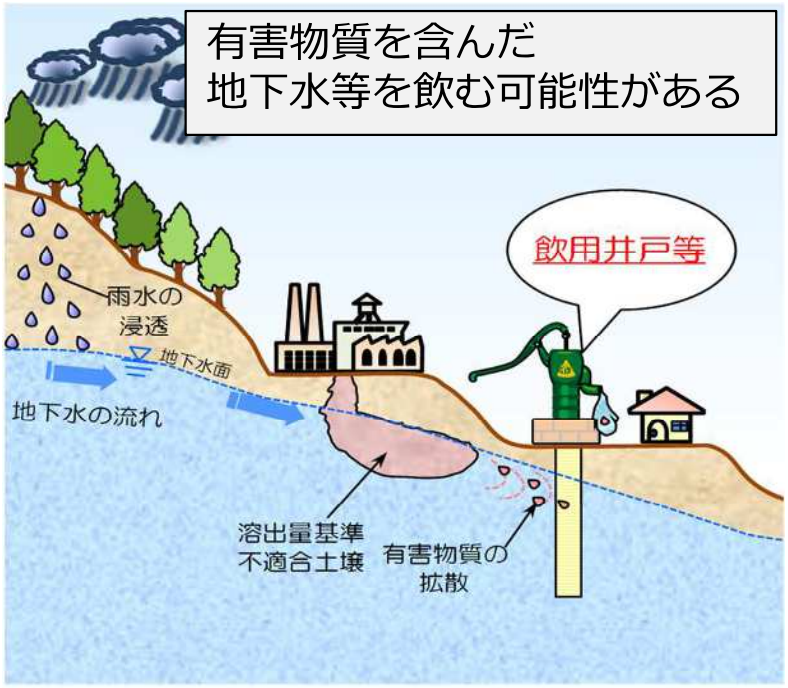



➡ **措置は不要**

| | | |
|---|---|---|
| 【法】 | 要措置区域 | 形質変更時要届出区域 |
| 【条例】 | 要対策区域 | 要管理区域 |

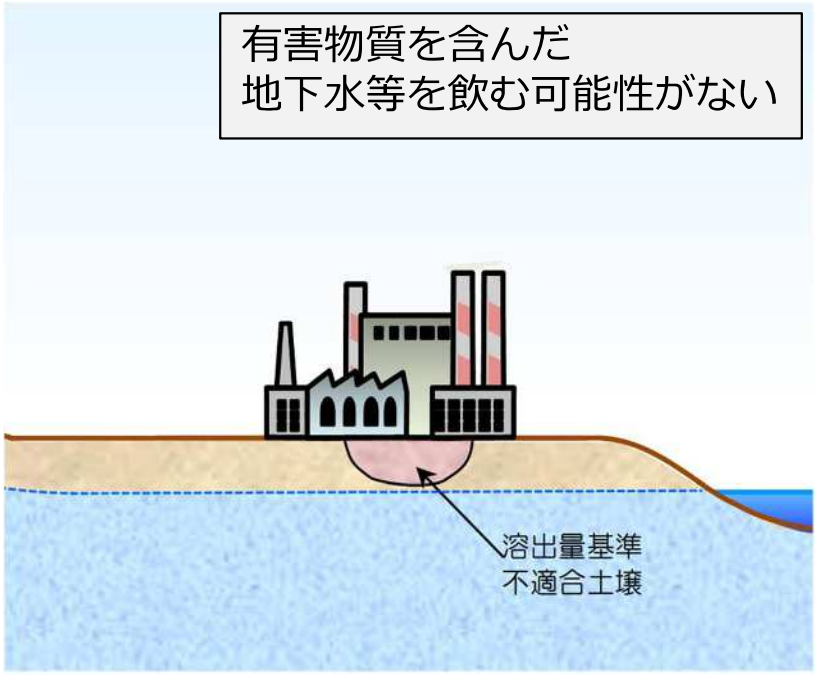
# 溶出量基準超過の土壌による健康リスク

## 健康リスクあり




➡ **措置が必要**

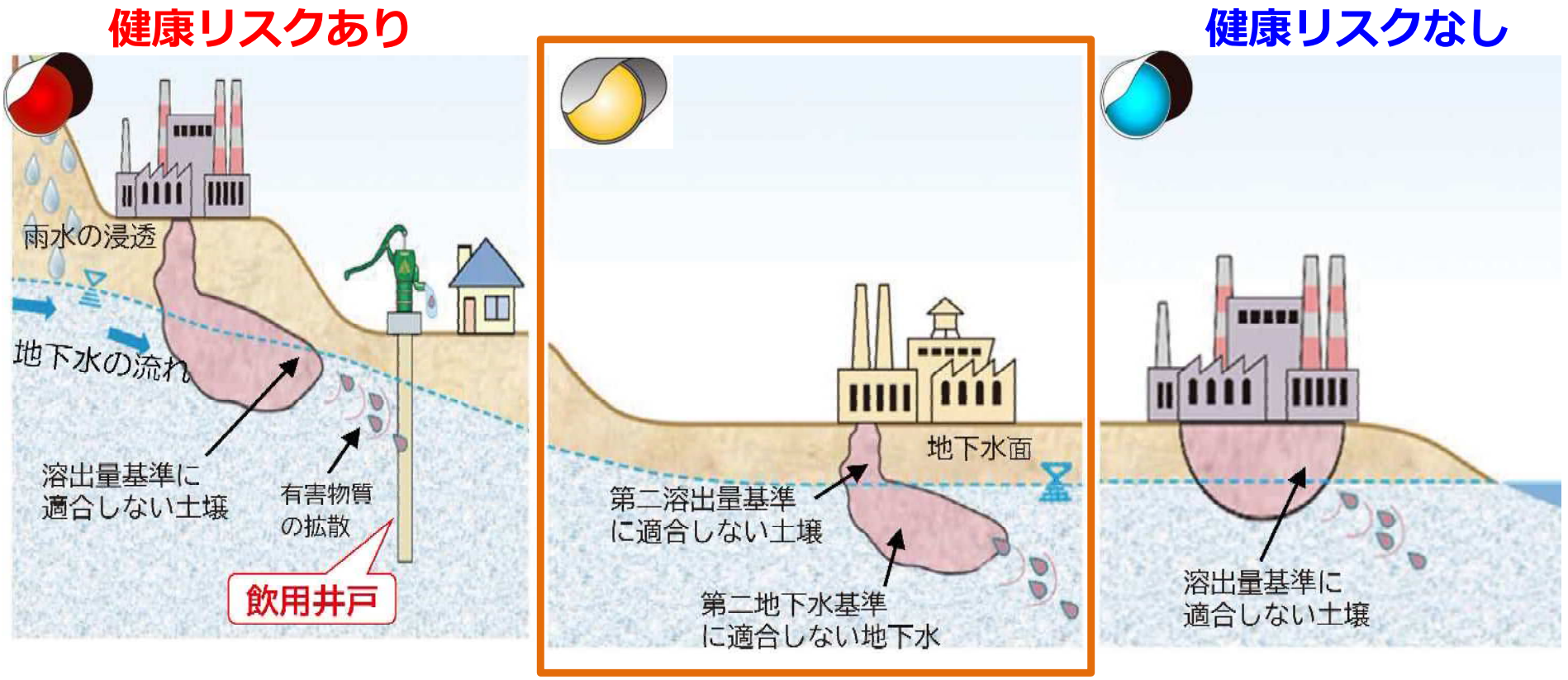
## 健康リスクなし




➡ **措置は不要**

| | | |
|---|---|---|
| 【法】 | 要措置区域 | 形質変更時要届出区域 |
| 【条例】 | 要対策区域 | 要管理区域 |

# 条例独自の汚染区域　地下水汚染拡大防止区域




**【条例】地下水汚染拡大防止区域**

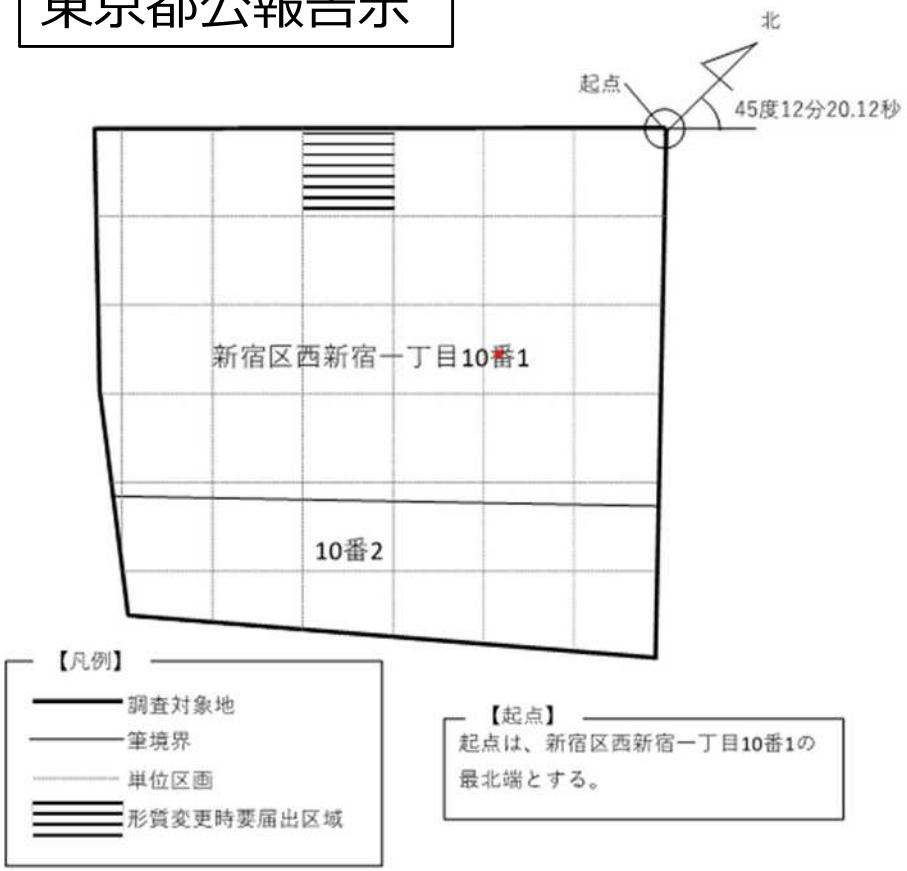
第二溶出量基準に適合しない土壌
もしくは第二地下水基準に適合しない地下水が存在

➡ 汚染地下水が対象地外に拡散する可能性が高いことから、
地下水汚染の拡大防止措置を行う必要あり

# 法に基づく区域指定と台帳公開

## 区域指定

東京都公報告示




※条例の汚染区域は公報告示はない。

## 台帳公開

**土壌汚染対策法に基づく台帳情報公開システム - 検索結果一覧**

10 件表示　　7件中1から7まで表示

| 全部解除 | 指定番号 | 台帳区分 | 調製・訂正年月日 | 整理番号 | 所在地（地番） |
|---|---|---|---|---|---|
| ● | 指－0300号 | 形変 | 2012/05/23 調製<br>2012/05/23 訂正<br>2012/05/23 訂正<br>2014/06/12 調製（一部追加）<br>2014/09/30 調製（一部解除）<br>2014/11/06 訂正<br>2014/11/06 全部解除 | 整－24－34 | 新宿区西新宿六丁目54番1の一部 |
| ● | 指－0430号 | 形変 | 2013/10/01 調製<br>2013/10/02 訂正<br>2013/11/19 全部解除 | 整－25－59 | 新宿区西新宿五丁目700番、704番、711番の各一部（旧地番　557番9） |
| ● | 指－0434号 | 形変 | 2013/10/10 調製<br>2013/12/19 訂正<br>2014/02/05 全部解除 | 整－25－63 | 新宿区西新宿五丁目700番及び705番の各一部（旧地番 575番26） |
| ● | 指－0435号 | 形変 | 2013/10/10 調製<br>2013/11/14 訂正<br>2014/02/05 全部解除 | 整－25－64 | 新宿区西新宿五丁目701番及び705番の各一部（旧地番 575番5） |

クリックすることで汚染の状況や
土壌調査の内容、対策の履歴等が表示

# 本日お話しすること

1　土壌汚染の基礎知識

2　土壌汚染対策法令の届出等手続きについて

2-1　どんなときに届出が必要になるか

2-2　土壌汚染状況調査はどのような調査か

2-3　汚染が見つかったらどうするか

2-4　汚染のある土地を工事したい場合は

2-5　汚染区域を解除したい場合は

3　届出書類の作成と電子申請の方法

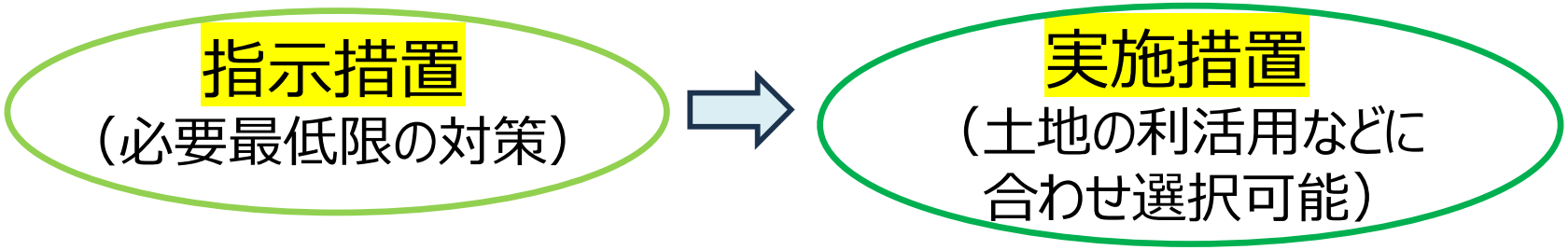
4　未届の防止について

# 要措置区域に指定された場合

**必要な対策（措置）が完了するまで原則として工事は禁止**

都は土地の所有者等に、「**汚染の除去等の措置に関する計画**」を作成し、提出することを指示

・土地所有者は、都の指示措置と同等以上の効果の措置が必要になる




・土地所有者は「汚染の除去等の措置に関する計画」を提出して30日経過後に実施措置の着手が可能になる

# 形質変更時要届出区域に指定された場合

事前の届出により工事は可能（着手の14日前までに届出）

ただし、**残置された汚染が拡散しない方法**で施工する

**法12条（汚染区域に対する土地改変の届出）の内容**

**○対策範囲**
基準超過範囲のどの部分を改変するか

**○施行内容**
汚染を拡散させない方法か

**○周辺環境保全対策**
周辺環境への対策は適切か

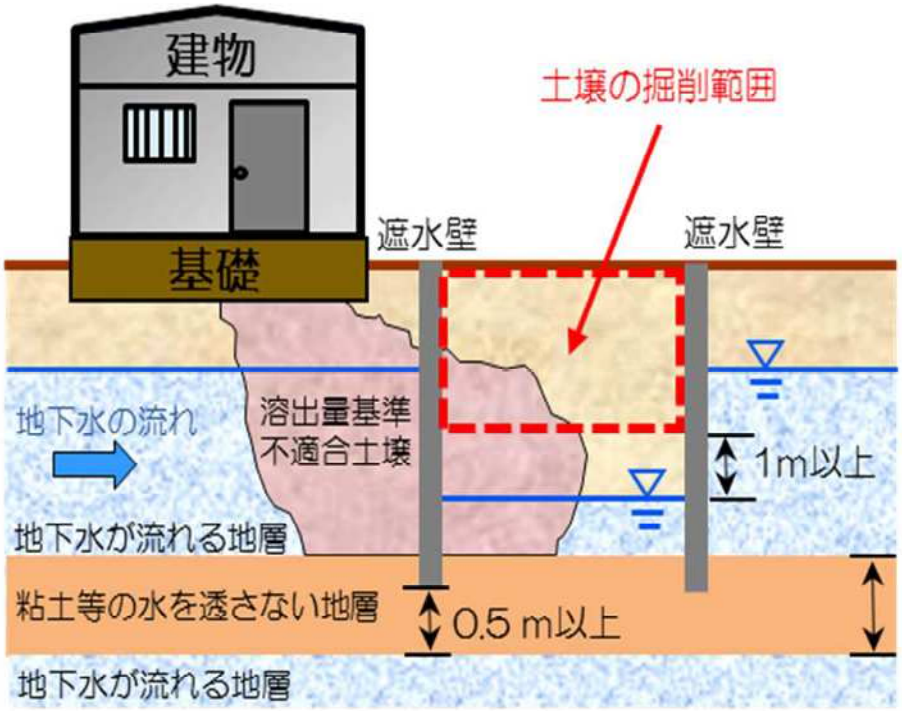
**○汚染土壌の搬出内容**
処理施設、運搬方法、処理契約等は適切か

**○終了後の対象地の状況**
改変後の汚染状態や措置の状況はどうなるか　　等

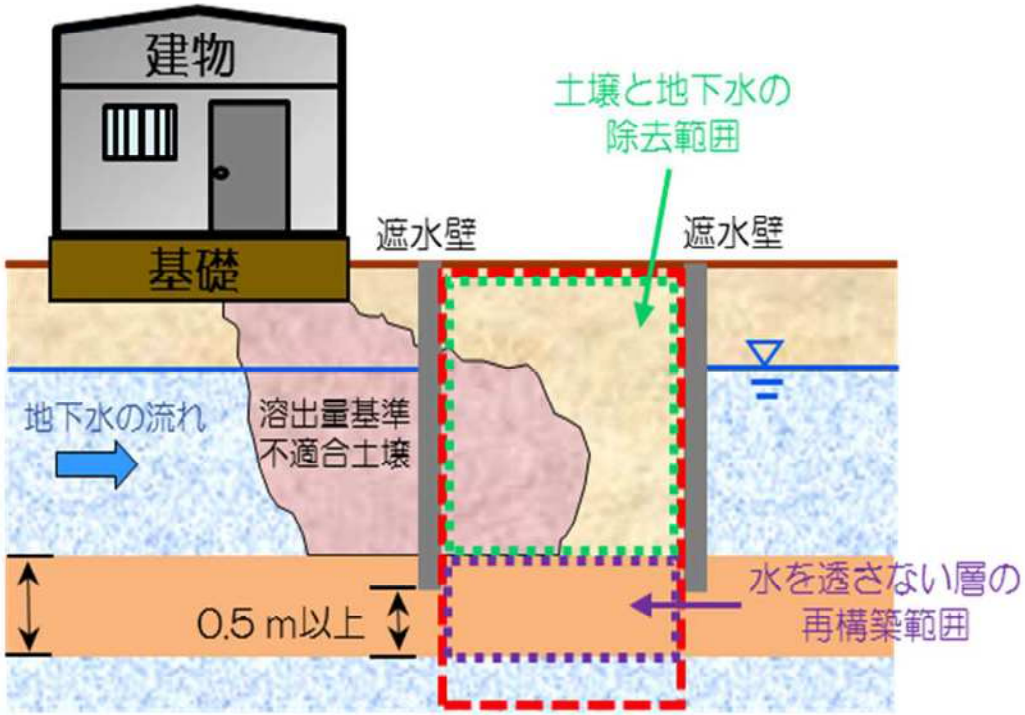
# 溶出量基準不適合の土地における施行基準

## 地下水位より深くにある溶出量基準不適合土壌を掘削する場合

【環境省ガイドラインの例示】




粘土等の水を透さない地層より
浅い地層を掘削する場合




粘土等の水を透さない地層より
深い地層を掘削する場合

# 汚染の土壌の区域外への搬出を伴う場合

法16条届出を搬出の14日前までに申請する

**法16条（汚染土壌の搬出時の届出）の内容**

**○搬出範囲**
基準超過範囲のどの部分から搬出を行うか

**○運搬等の方法**
汚染の飛散等を防止した方法か

**○汚染土壌の土量集計表**
搬出対象とする汚染土量の集計

**○汚染土壌の搬出内容**
処理施設、運搬方法、処理契約等は適切か

**○保管・積替施設の構造**
保管や積替を行う場合、施設が適切な構造をしているか　等

# 本日お話しすること

1　土壌汚染の基礎知識

2　土壌汚染対策法令の届出等手続きについて

- 2-1　どんなときに届出が必要になるか
- 2-2　土壌汚染状況調査はどのような調査か
- 2-3　汚染が見つかったらどうするか
- 2-4　汚染のある土地を工事したい場合は
- 2-5　汚染区域を解除したい場合は

3　届出書類の作成と電子申請の方法

4　未届の防止について

# 汚染区域の解除

## 解除のパターン

要措置区域 → 指定解除

形質変更時要届出区域 → 指定解除

**汚染の完全な除去が求められる**

### 【STEP1】詳細調査

汚染範囲の把握　（深度方向、地下水汚染の有無 など）

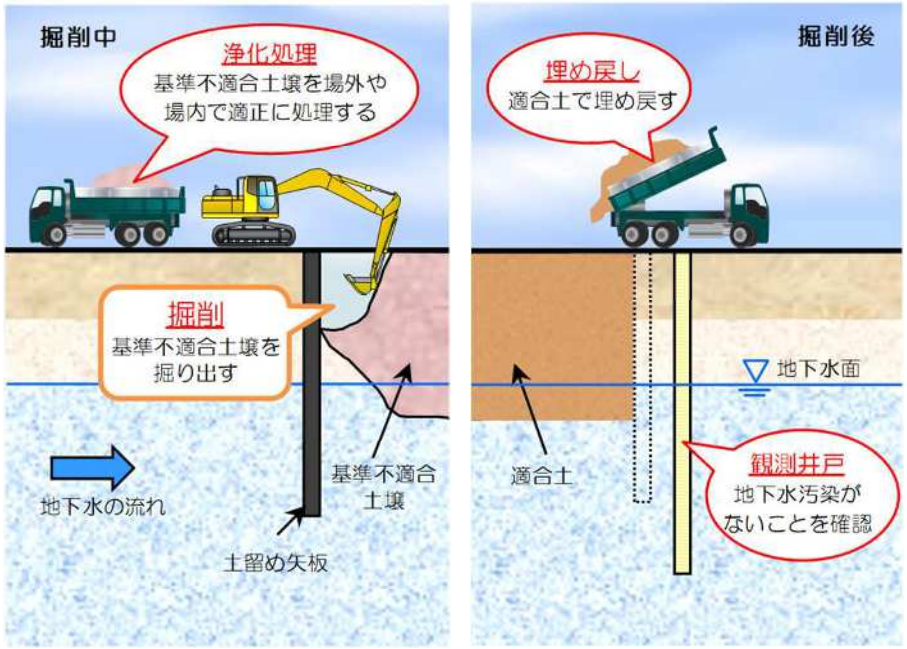
### 【STEP2】汚染の除去

掘削による除去、原位置での浄化による除去

# 汚染の除去の例

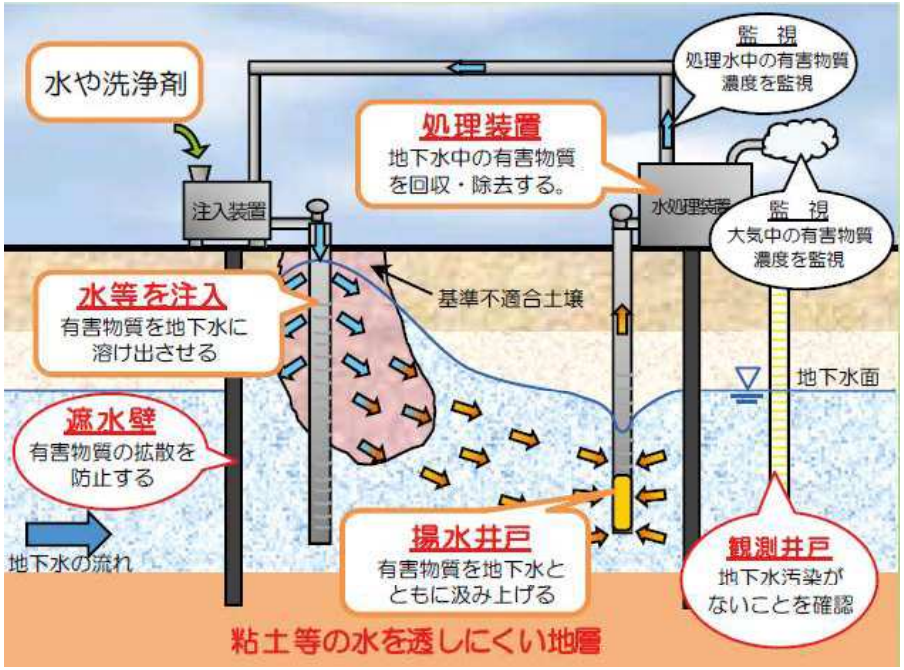
## 掘削除去

基準不適合土壌を掘削し、場外あるいは場内で適正に処理する。




## 原位置浄化

化学的酸化還元反応や微生物の働きにより有害物質を分解する。




※ 地下水汚染が生じていた場合、地下水モニタリングが必要になります

➡ 工期や費用、適用可否等を総合的に勘案して対策を選択

# 汚染区域の指定替え

## 指定替え

要措置区域

↓

形質変更時要届出区域

**汚染は残置しても人への摂取経路を遮断すればよい**

**【STEP1】詳細調査（措置の内容によっては不要）**

汚染範囲の把握　（深度方向、地下水汚染の有無 など）

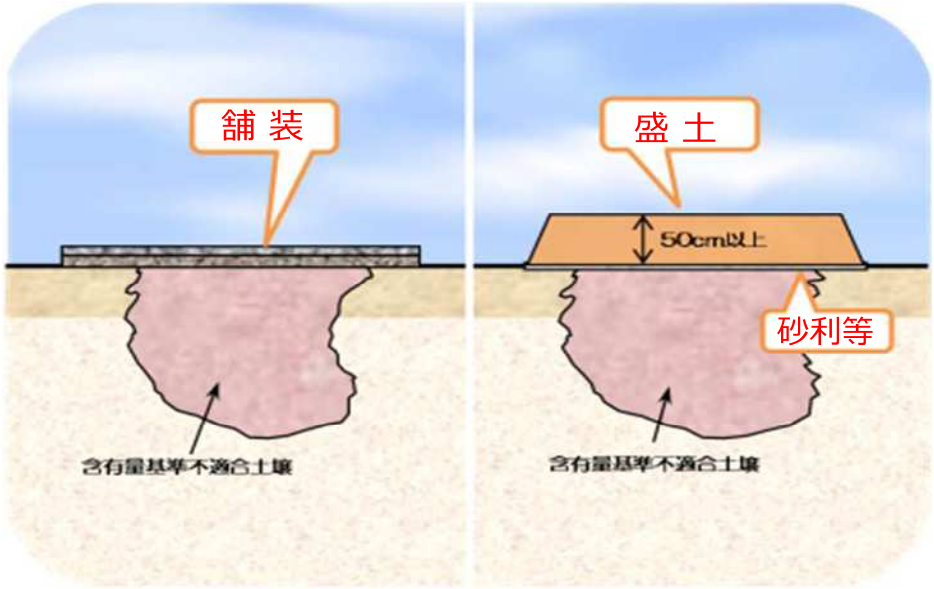
**【STEP2】健康暴露への経路を遮断する措置**

舗装・盛土、封じ込め、不溶化、立入禁止　等

# 人への摂取経路を遮断する措置の例

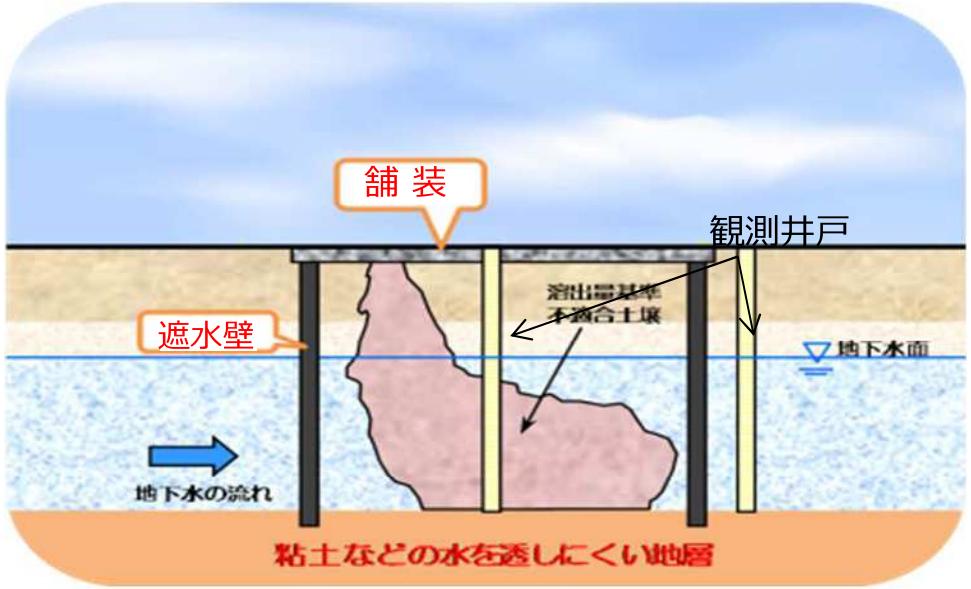
## 舗装・盛土

含有量基準不適合土壌を盛土や舗装により覆い、土壌に直接触れないようする。




## 封じ込め

人口の壁(遮水壁)と水を通さない地層で溶出量基準不適合土壌に含まれる有害物質を封じ込める。




※ 地下水汚染が生じていた場合、封じ込めなどでは地下水モニタリングが必要になります

➡ 工期や費用、適用可否等を総合的に勘案して対策を選択

# 完了報告書の届出から指定解除まで

**指定解除(指定替え)までには時間がかかります**

## 解除までの流れ

- 対策工事の実施者は、措置完了報告を都に提出する。
- 都では完了報告書の審査完了後に区域の指定解除を決定
- 指定解除の決定後、告示（東京都公報への掲載）手続き

## 注意点

- 区域の指定解除は告示をもって行うため、
  基準不適合土壌を全量除去しても告示日までは
  要措置区域等である。
  ※告示前に当該区域を改変する場合は
  12条や16条の届出の提出が必要

# 届出手続きのまとめ

## 【土壌汚染対策法】

### 有害物質使用特定施設の廃止

土壌汚染状況調査報告書（第３条第１項）

要件によっては一時的調査免除可

汚染あり

### 一定規模以上の形質変更

一定規模以上の土地の形質の変更届出書（第４条第１項）

土壌汚染状況調査結果報告書（第４条第２項）

汚染あり

**汚染区域の指定**

要措置区域

汚染除去等計画書（第７条第１項）

＋

汚染土壌の区域外搬出届出書（第１６条第１項）

工事完了報告書（第７条第９項）

措置完了報告書（第７条第９項）

【指定解除又は指定替え】

形質変更時要届出区域

区域内における土地の形質変更届出書（第１２条第１項）

＋

汚染土壌の区域外搬出届出書（第１６条第１項）

## 【環境確保条例】

### 工場・指定作業場の廃止

土壌汚染状況調査報告（第116条第１項）

要件によっては一時的調査免除可

汚染あり

**汚染区域の設定**

要対策区域

地下水汚染拡大防止区域

土壌地下水汚染対策計画書

土壌汚染の除去等の措置完了

要管理区域

汚染拡散防止計画書（第116条の3）

汚染拡散防止措置の完了（第116条の3）

### 規則で定める面積以上の土地改変

土地利用の履歴等調査届出書（第117条第１項）

汚染おそれあり

土壌汚染状況調査報告書（第117条第２項）

汚染あり

**汚染区域の設定**

汚染拡散防止計画書（第117条第３項）

汚染拡散防止措置の完了届出（第117条第６項）

# 本日お話しすること

1　土壌汚染の基礎知識

2　土壌汚染対策法令の届出等手続きについて

2-1　どんなときに届出が必要になるか

2-2　土壌汚染状況調査はどのような調査か

2-3　汚染が見つかったらどうするか

2-4　汚染のある土地を工事したい場合は

2-5　汚染区域を解除したい場合は

3　届出書類の作成と電子申請の方法

4　未届の防止について

# 電子申請までのフロー

**必要書類一覧の確認**
**（届出作成手引）**

**必要書類の作成**
**（Excel様式は局HPからダウンロード）**

**土壌汚染対策届出情報システムへのログイン**

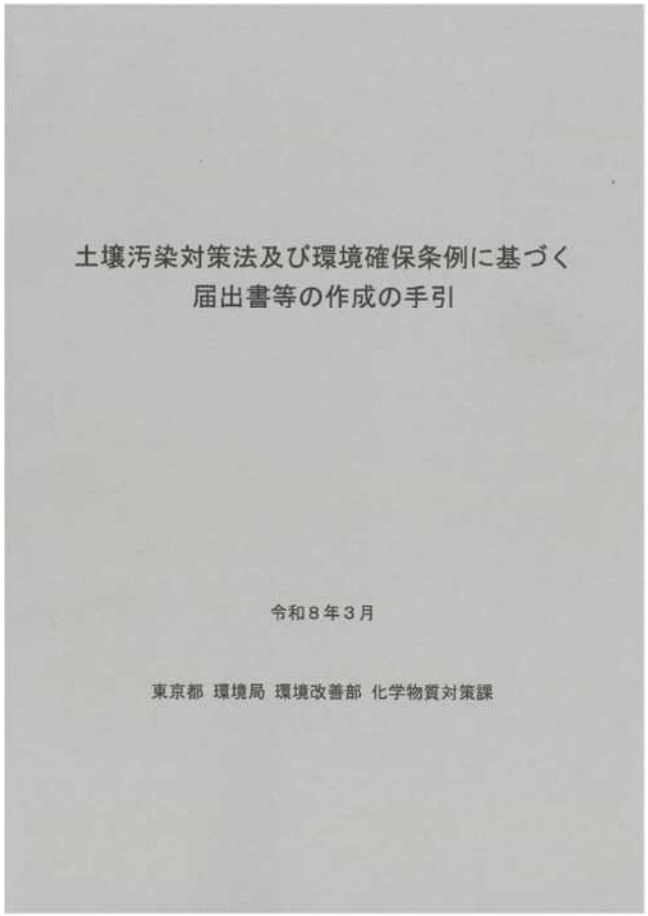
**必要書類のアップロード**

**届出提出**

**電子申請**

# 必要書類の確認（届出書の作成手引）

届出書等を作成する際は、手引きを必ず御参照ください。




**【必要書類のリスト】**



5 提出書類一覧（●：土壌汚染対策届出情報システムに登録する際の電子ファイル名）

| 1 報告書及び添付書類 | 書類の種類 |
|---|---|
| ○土壌汚染状況調査結果報告書（様式第一）<br>○第一覧<br>●01010 土壌汚染状況調査結果報告書_様式第１ | Excel |
| ●01030 届出を提出する権限を有することを証する書類（委任状、事務処理規定等）<br>※必要に応じて添付（p.10「報告の義務者」を参照してください。） | PDF |
| ○指定調査機関確認書・調査結果報告シート[*1] | |
| ●01040 指定調査機関確認書 | Excel |
| ●01050 汚染状況調査方法報告シート | Excel |
| ●01060 汚染状況調査結果報告シート | Excel |
| ●01070 詳細調査方法報告シート | Excel |
| ●01080 詳細調査結果報告シート | Excel |
| ○調査対象地の周辺の地図<br>●01090 調査対象地の周辺の地図 | PDF |
| ○地歴調査に関する資料 | |
| ●01100 公図（まとめ図）等[*2] | PDF |
| ●01110 土地利用の地歴等年表 | Excel |
| ●01120 聴取調査及び現地調査結果のまとめ | PDF |
| ○表層調査に関する資料 | |
| ●01130 汚染のおそれの区分図[*3] | PDF |
| ●01140 試料採取等区画図 | PDF |
| ●01150 試料採取地点図[*4] | PDF |
| ●01160 土壌ガス調査（1 種） | Excel |
| ●01170 汚染状況調査（1 種） | Excel |
| ●01180 汚染状況調査（2 種、3 種） | Excel |
| ●01190 調査結果図 | PDF |
| ○地下水調査（代表地点・対象地境界）に関する資料[*5] | |
| ●01230 調査対象地における地質状況等 | PDF |
| ●01240 地下水汚染が到達する可能性のある距離の計算結果 | PDF |
| ●01200 試料採取地点図_地下水調査 | PDF |
| ●01210 汚染状況調査（地下水） | Excel |
| ●01220 地下水調査結果図 | PDF |
| ○詳細調査に関する資料 | |
| ●01250 試料採取地点図_詳細調査 | PDF |
| ●01260 詳細調査（深度方向） | Excel |
| ●01270 詳細調査（地下水） | Excel |
| ●01280 土壌調査結果図 | PDF |
| ○汚染状態総括図<br>●01290 汚染状態総括図 | PDF |
| ○その他資料（基準不適合土壌の直接摂取の経路が遮断されていることがわかるような写真（立入禁止、舗装等）等）<br>●01300 その他資料 | PDF |

**【書類の記載例や注意点】**



記載例

土壌汚染状況調査結果報告書（様式第一）

他の土地所有者からの委任を受けて報告を行う場合は、委任状が必要です。

様式第一（第一条第二項関係）

土壌汚染状況調査結果報告書　届出日を記入　令和7年4月1日

・法人の場合：所在地、法人名及び代表者名を記入
・個人の場合：住所及び氏名を記入

東京都知事　殿

報告者１　東京都○○区○○町○丁目○番○号
○○工業株式会社
代表取締役社長　○○　○○

土壌汚染対策法第３条第１項本文の規定による調査を行ったので、同項の規定により、次のとおり報告します。

| | | |
|---|---|---|
| 下欄又は事業場の名称 | ○○工業株式会社 | |
| 下欄又は事業場の敷地であった土地の所在地 | 新宿区　○○町○丁目○番○号<br>新宿区○○町○丁目×番△　外２筆 | （住居表示）<br>（地番） |
| 使用が廃止された有害物質使用特定施設 | | |
| 施設の種類 | 65　酸又はアルカリによる表面処理施設 | |
| 施設の設置場所 | 新宿区○○町○丁目×番△　外１筆 | （地番） |
| 廃止年月日 | 令和7年4月1日 | |
| 土壌汚染対策法第２条第１項に規定する特定有害物質の種類 | シアン化合物、水銀及びその化合物、ふっ素及びその化合物 | |
| 土壌汚染状況調査の結果 | 汚染が確認された<br>土壌含有量基準不適合　該当なし<br>土壌溶出量基準不適合　シアン化合物<br>第二溶出量基準不適合　該当なし | ・調査結果の概評を選択<br>・具体的な汚染状態は「(入力シート)汚染状態一覧」に入力 |
| 分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称 | 株式会社○○○○　（○○県知事登録　濃度第○○号） | |
| 土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称 | 株式会社○○○○　（指定番号○○-○-○○○○） | |
| 土壌汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証 | 株式会社○○○○　技術部　○○　○○　○○-○-○○○○ | |

| 連絡先 | 所属 | 氏名 | 電話番号 | 電子メールアドレス |
|---|---|---|---|---|
| | ○○工業株式会社○○事業部 | ○○　○○ | 99-9999-9999 | ○○○○@mail.com |
| | | | | |

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

・報告者と同じ組織に属する担当者の連絡先を記載
・報告者と異なる組織に属する者で、報告書の内容が分かる者の連絡先は必要に応じて併記

窓口で冊子を配布しているほか、環境局HPで電子版を公開しております。
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/tebiki

# 届出書類（Excel様式）の入手

## 【手引き_提出書類一覧】

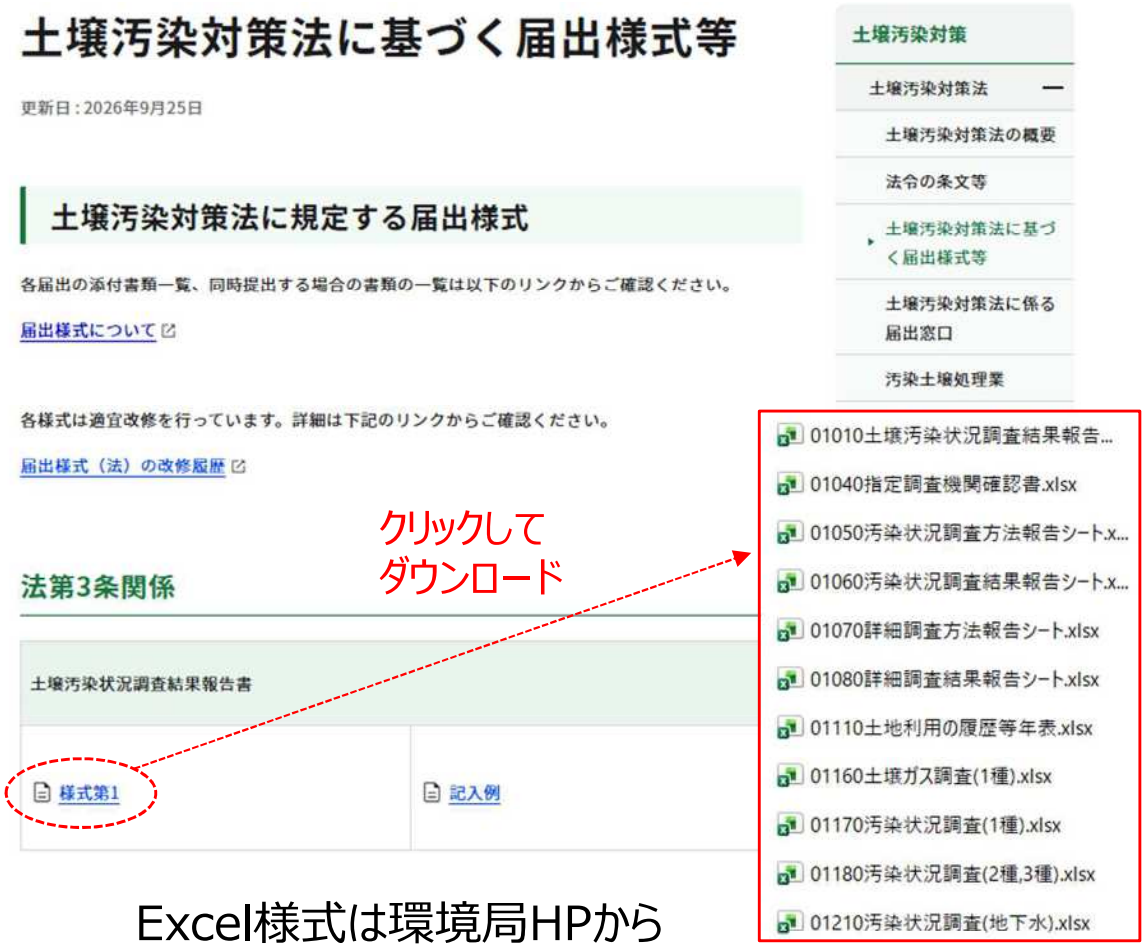
5　提出書類一覧（●：土壌汚染対策届出情報システムに登録する際の電子ファイル名）

| 1　報告書及び添付書類 | 書類の種類 |
|---|---|
| ○土壌汚染状況調査結果報告書（様式第一）<br>○筆一覧<br>●01010 土壌汚染状況調査結果報告書_様式第１ | Excel |
| ●01030 届出を提出する権限を有することを証する書類（委任状、事務処理規定等）<br>※必要に応じて添付（p. 10「報告の義務者」を参照してください。） | PDF |
| ○指定調査機関確認書・調査結果報告シート[*1]<br>●01040 指定調査機関確認書<br>●01050 汚染状況調査方法報告シート<br>●01060 汚染状況調査結果報告シート<br>●01070 詳細調査方法報告シート<br>●01080 詳細調査結果報告シート | <br>Excel<br>Excel<br>Excel<br>Excel<br>Excel |
| ○調査対象地の周辺の地図<br>●01090 調査対象地の周辺の地図 | PDF |
| ○地歴調査に関する資料<br>●01100 公図（まとめ図）等[*2]<br>●01110 土地利用の地歴等年表<br>●01120 聴取調査及び現地調査結果のまとめ | <br>PDF<br>Excel<br>PDF |
| ○表層調査に関する資料<br>●01130 汚染のおそれの区分図[*3]<br>●01140 試料採取等区画図<br>●01150 試料採取地点図[*4]<br>●01160 土壌ガス調査（1 種）<br>●01170 汚染状況調査（1 種）<br>●01180 汚染状況調査（2 種，3 種）<br>●01190 調査結果図 | <br>PDF<br>PDF<br>PDF<br>Excel<br>Excel<br>Excel<br>PDF |
| ○地下水調査（代表地点・対象地境界）に関する資料[*5]<br>●01230 調査対象地における地質状況等<br>●01240 地下水汚染が到達する可能性のある距離の計算結果<br>●01200 試料採取地点図_地下水調査<br>●01210 汚染状況調査（地下水）<br>●01220 地下水調査結果図 | <br>PDF<br>PDF<br>PDF<br>Excel<br>PDF |

書類毎にExcel様式、PDF様式が決まっています

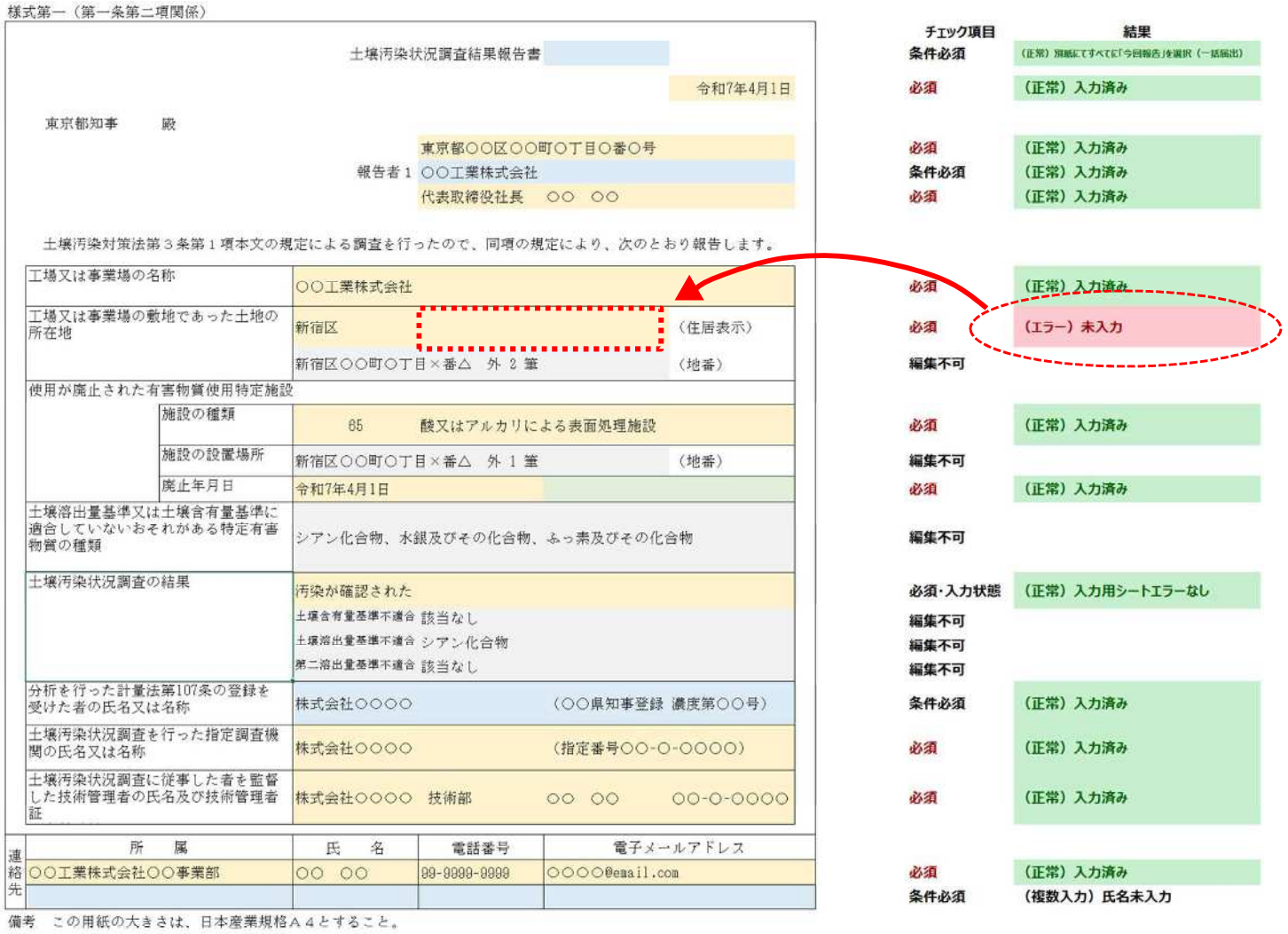
報告書シート等 → Excel様式
図面等　→ PDF様式

## 【環境局HP_届出様式ページ】




Excel様式は環境局HPから
最新版を入手して下さい
（PDF様式は各自で作成）

# Excel様式の作成



様式第一（第一条第二項関係）

土壌汚染状況調査結果報告書

令和7年4月1日

東京都知事　　殿

東京都○○区○○町○丁目○番○号
報告者１　○○工業株式会社
代表取締役社長　○○　○○

土壌汚染対策法第３条第１項本文の規定による調査を行ったので、同項の規定により、次のとおり報告します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 工場又は事業場の名称 | ○○工業株式会社 | | |
| 工場又は事業場の敷地であった土地の所在地 | 新宿区 | | （住居表示） |
| | 新宿区○○町○丁目×番△　外 2 筆 | | （地番） |
| 使用が廃止された有害物質使用特定施設 | | | |
| | 施設の種類 | 65　酸又はアルカリによる表面処理施設 | |
| | 施設の設置場所 | 新宿区○○町○丁目×番△　外 1 筆 | （地番） |
| | 廃止年月日 | 令和7年4月1日 | |
| 土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類 | シアン化合物、水銀及びその化合物、ふっ素及びその化合物 | | |
| 土壌汚染状況調査の結果 | 汚染が確認された<br>土壌含有量基準不適合　該当なし<br>土壌溶出量基準不適合　シアン化合物<br>第二溶出量基準不適合　該当なし | | |
| 分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称 | 株式会社○○○○ | （○○県知事登録 濃度第○○号） | |
| 土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称 | 株式会社○○○○ | （指定番号○○-○-○○○○） | |
| 土壌汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証 | 株式会社○○○○　技術部　○○　○○　○○-○-○○○○ | | |

| 連絡先 | 所　属 | 氏　名 | 電話番号 | 電子メールアドレス |
|---|---|---|---|---|
| | ○○工業株式会社○○事業部 | ○○　○○ | 99-9999-9999 | ○○○○@email.com |
| | | | | |

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

| チェック項目 | 結果 |
|---|---|
| 条件必須 | （正常）別紙にてすべて[「今回報告」を選択（一括届出） |
| 必須 | （正常）入力済み |
| 必須 | （正常）入力済み |
| 条件必須 | （正常）入力済み |
| 必須 | （正常）入力済み |
| 必須 | （正常）入力済み |
| 必須 | （エラー）未入力 |
| 編集不可 | |
| 必須 | （正常）入力済み |
| 編集不可 | |
| 必須 | （正常）入力済み |
| 編集不可 | |
| 必須・入力状態 | （正常）入力用シートエラーなし |
| 編集不可 | |
| 編集不可 | |
| 編集不可 | |
| 条件必須 | （正常）入力済み |
| 必須 | （正常）入力済み |
| 必須 | （正常）入力済み |
| 必須 | （正常）入力済み |
| 条件必須 | （複数入力）氏名未入力 |

記入内容の不足や不整合があると右側にエラーが表示されます
（エラーのままだと電子申請できません。）

# 土壌汚染対策届出情報システムへのログイン

東京都環境局HP
“**土壌汚染対策**”のページより
システムのポータル画面にアクセスできます







※ 初回はアカウント登録が必要です

「届出提出する方はこちら」から電子申請を行えます

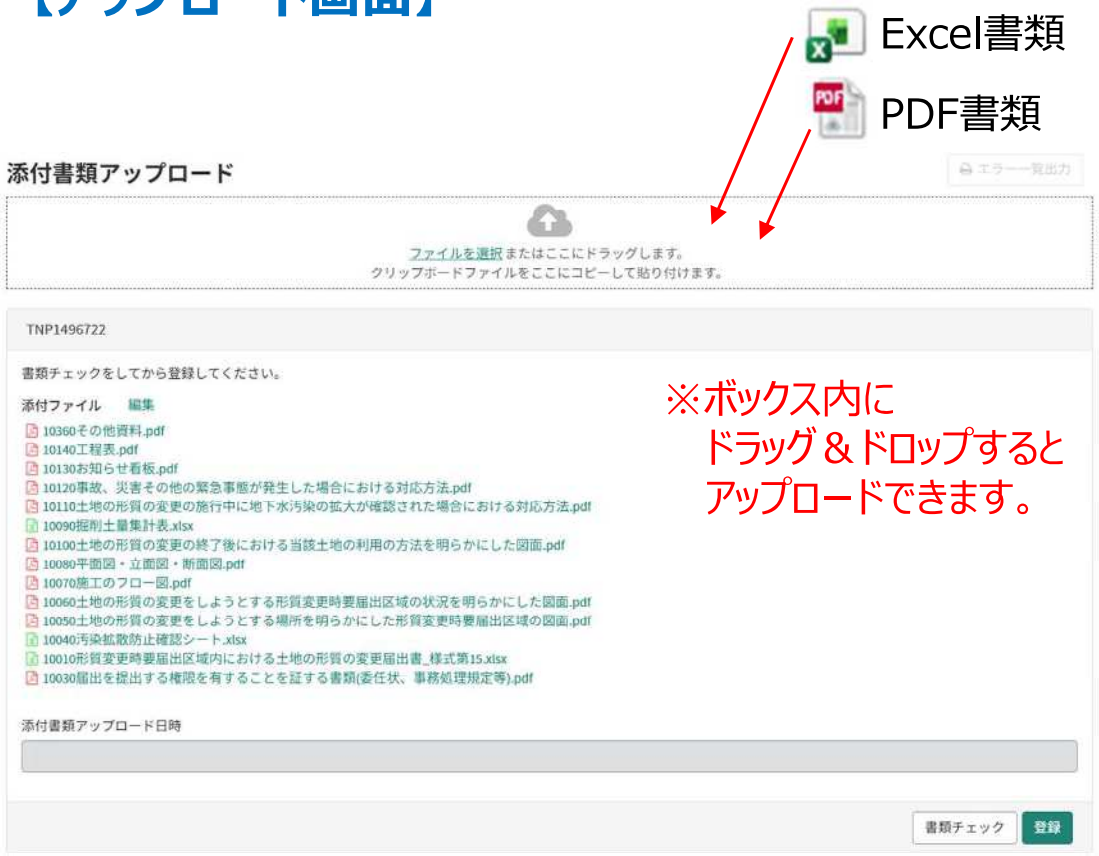
# アップロードまでの流れ

## 【届出種別の選択画面】




申請する届出の種別を選択

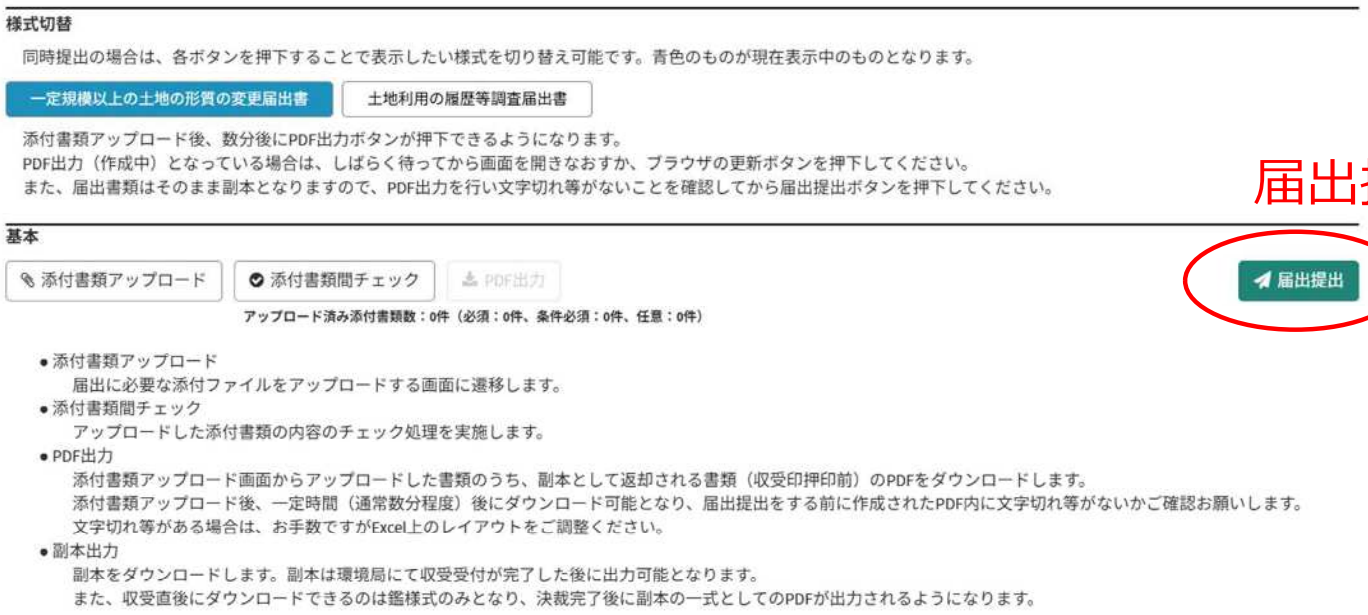
## 【アップロード画面】



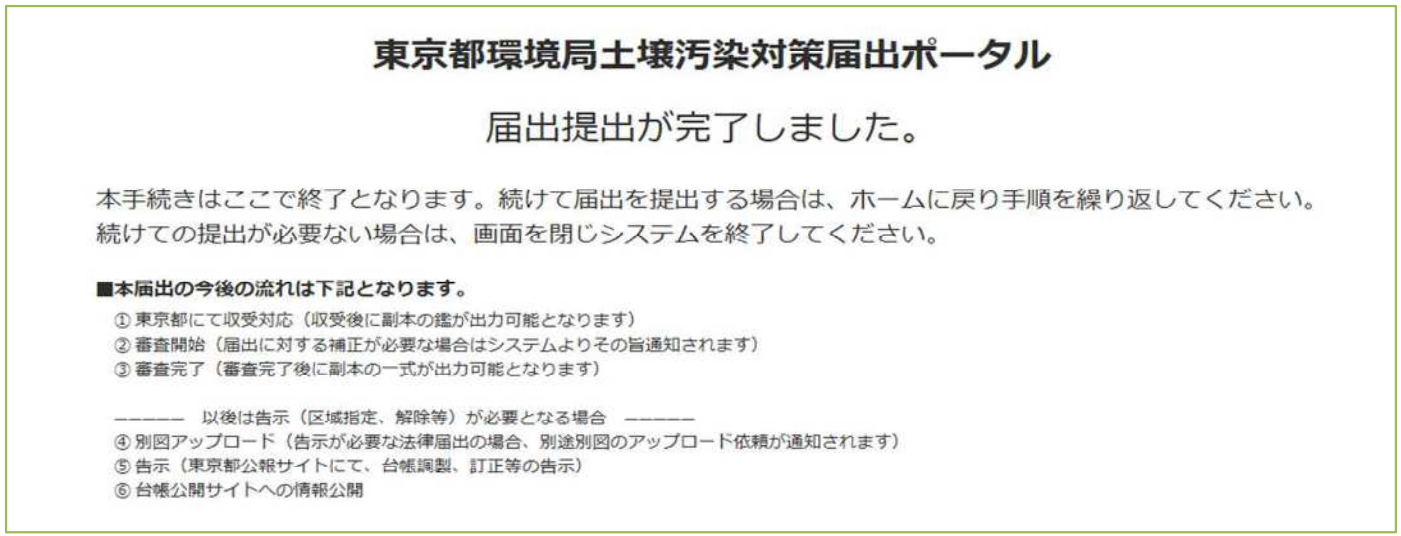

必要書類をアップロード

※アップロードの際はファイル名先頭の5文字の識別子（”10030”など）は変えないで下さい

# アップロード書類の提出までの流れ




届出提出ボタン




★届出申請後の補正指示等のやりとりはシステム上で行います

# 本日お話しすること

1　土壌汚染の基礎知識

2　土壌汚染対策法令の届出等手続きについて

2-1　どんなときに届出が必要になるか

2-2　土壌汚染状況調査はどのような調査か

2-3　汚染が見つかったらどうするか

2-4　汚染のある土地を工事したい場合は

2-5　汚染区域を解除したい場合は

3　届出書類の作成と電子申請の方法

4　未届の防止について

# 土壌汚染対策法の義務に違反した場合

**懲役、罰金の対象**になる違反の例

- 調査、措置、形質変更方法の変更等の命令に違反した者
- 無許可業者に汚染土壌の処理を行わせた者
- 届出をしないで、又は虚偽の届出をして、土地の形質の変更や汚染土壌の搬出をした者
- 運搬基準に違反して汚染土壌を運搬した者
- 汚染土壌の搬出の際に管理表を交付せず、又は虚偽の管理表を交付した者　等

**工事の際の未届は、重大な法令違反です**

# 未届を防止するために…

## 取組の事例

・事業所管部署にて開発行為に係る
チェックリストを作成

・開発行為に係る他の法手続きと連携し、
職員間で情報共有、注意喚起

・課・担当ごとの研修会、職員の勉強会開催等

**➡ 未届にならないための取組みを、
各所管で検討し共有することが大切です。**

# 最後に

土壌汚染対策に係る法令は非常に複雑ですが、
土壌の汚染によって人の健康にどのようなリスクが生じるかを評価し、リスクに応じて合理的に土壌汚染を管理する、という考え方が根底にあります。

本日は法令の主旨を理解し、手続き等の概要について、
把握していただけましたら誠に幸いです。



ご清聴ありがとうございました